

## 収支内訳書の記入について

※ 営業等・農業・不動産所得のいずれかがある人は、収支内訳書をご記入下さい。

1年間（1月1日～12月31日）の収入・必要経費を仕分けして収支内訳書で集計した後、A・B・C欄の金額と算出した所得金額を市民税・県民税申告書に転記し、申告書と収支内訳書をご提出下さい。

### 営業等所得・農業所得について

#### 収入金額

- ①本業の売上金額を記入して下さい。
- ②商品を家事消費した分の金額を記入して下さい。
- ③空箱や作業くずの販売等雑収入金額を記入して下さい。

#### 売上原価

- ④～⑥販売業等で前期繰越商品や次期繰越商品、売上原価がある場合記入して下さい。

#### 必要経費

収入を得るために使った経費を科目別に仕分けして集計・記入して下さい。どの項目にも当てはまらないものは、空欄を使ったり、不要な欄を書き換えたりして記入して下さい。

※家内労働者の特例を適用する人は必要経費欄には何も記入せず、所得金額（一欄）欄に「収入金額-650,000円」で計算した金額を頭部に<sup>④</sup>をつけて記入して下さい。

なお、給与収入が650,000円以上ある場合は家内労働者の特例は適用できませんので、注意して下さい。

記入例：収入金額850,000円で給与収入なしの場合 所得金額（一欄） 特 200,000

#### 専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で6ヶ月を超える期間、その事業に従事している場合は、1人につき次の（1）、（2）のうち、いずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。氏名等を事業専従者欄に記入して下さい。

（1）50万円（配偶者の場合は86万円）

（2）事業専従者控除前の所得金額（収支内訳書ウ欄）÷（専従者数+1）

※専従者控除と配偶者控除・扶養控除を重複して適用することはできません。

### 不動産所得について

#### 収入金額

- ①賃料を記入して下さい。
- ②礼金等で返還しないことが確定した部分の金額を記入して下さい。
- ③雑収入を記入して下さい。

#### 必要経費

上記「営業等所得・農業所得について」と同様に仕分け、集計して下さい。

### おもな必要経費の一覧（営業等・農業・不動産）

給料賃金	専従者以外の従業員に支払った給料・賃金等	修繕費	店舗、自動車、機械などの修理代
外注工賃	修理加工等を外部注文した費用	消耗品費	文房具、ガソリンなどの消耗品購入費、取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の備品の購入費用
減価償却費 ※計算方法は別紙を参照	機械・車両・建物など取得価格が10万円以上の資産を耐用年数により償却した費用 （※10万円未満のものは消耗品費・農具費になります）	福利厚生費	事業主が負担すべき健康保険・雇用保険・厚生年金の保険料など
地代家賃	店舗・倉庫等の地代、賃借料	小作料	地主に支払う田畠の借料
利子割引料	借入金の利子、受取手形の割引料	肥料費	肥料の購入費用
租税公課	固定資産税・都市計画税・自動車税 商工会費など ※所得税・市民税県民税・国民健康保険税 延滞金等は必要経費になりません。	農具費	取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用 （※農業用のガソリンは動力光熱費へ）
荷造運賃	販売商品・生産物の包装費用・運賃など	農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など
水道光熱費	電気・水道などの料金、ガス・灯油などの燃料費	委託費用	コンバイン刈取委託、ライスセンター調整料金など
旅費交通費	電車代・バス代・駐車料金など	諸材料費	農業用ビニール、針金などの購入費用
通信費	電話料金・切手代など	動力光熱費	農業に要した電気・水道などの料金 灯油・ガソリンなどの燃料費
損害保険料	建物・倉庫の火災保険料、水稻果樹の農業共済掛金、営業者の損害保険料	雜費	事業上の経費でほかの項目に当てはまらないもの

平成26年1月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が、収入金額や必要経費に関する事項の帳簿への記載や、領収書等の書類の保存が必要となっています。